

成長力加速プログラム

～ 生産性5割増を目指して ～

平成19年4月25日

経済財政諮問会議

(目次)

はじめに	3
1. 「成長力阻害要因の除去」と「消費者起点の新成長の実現」	3
2. 「三重奏」の相乗効果戦略	3
3. 成長力加速プログラムが目指す経済成長の姿	4
第一章 成長力底上げ戦略	5
1. 基本的考え方	5
2. 戦略の柱	5
3. 人材能力戦略	5
(1) 「職業能力形成システム」(通称:『ジョブ・カード制度』)の構築	5
(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築	6
(3) 官民共同推進組織の設置	6
4. 就労支援戦略	6
(1) 『福祉から雇用へ』推進5か年計画の策定	6
(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ	7
5. 中小企業底上げ戦略	7
(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成	8
(2) 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ	8
(3) 最低賃金制度の充実	8
第二章 サービス革新戦略	10
1. 基本的考え方	10
2. 戦略の柱	10
3. IT革新	10
(1) ITによる生産性向上	10

- (2)ICT産業の国際競争力強化 11
- (3)世界最先端の電子政府戦略 11
- (4)IT本格活用に当たっての障害除去 12

- 4. 地域経済の成長力向上 12
 - (1)地域産業を担う「経営人材」の循環 13
 - (2)地方自治体の強化・スリム化 13
 - (3)地域金融機関の収益基盤の強化 14

- 5. “官製市場”等の革新 14
 - (1)「規制の集中改革プログラム」の策定 14
 - (2)市場化テスト 14
 - (3)サービス・イノベーションの促進 15

第三章 成長可能性拡大戦略 16

- 1. 基本的考え方 16

- 2. 戦略の柱 16

- 3. 政策イノベーション 16
 - (1)最先端分野への政策支援の革新 16
 - (2)新事業化支援 17

- 4. 大学改革 “3つの重点パッケージ” 17

- 5. 「貯蓄から投資へ」の加速 19
 - (1)金融・資本市場改革 19
 - (2)リスクマネーの供給 20

参考資料1	21
参考資料2	22
参考資料3	23
参考資料4	24
参考資料5	25

はじめに

人口減少社会というこれまでにない局面に直面する中で、成長を持続させて生活の質を高め、「美しい国」の実現の基盤となる、活力に満ちた経済を築くことは、今日の我が国が抱える喫緊の課題である。そのためには、戦後の経済システムから脱却して、経済社会の変化に対応した新たなレジームを創造するとともに、成長力強化のカギとなる生産性を向上させ、我が国の高い潜在力をいかに発揮することが不可欠である。

本プログラムは、特に生産性の上昇を図る上で足枷となっている重要な改革課題を明らかにし、その対応策の基本構想を示すものであり、今後さらに検討を進め、具体的政策については、本年6月を目途に取りまとめられる予定の「基本方針2007」に盛り込むことを目指す。

1. 「成長力阻害要因の除去」と「消費者起点の新成長の実現」

我が国が目指す「新成長経済」に向け、人口減少時代においても生産性を高めることを通じて経済成長し続け、同時に活力ある経済社会を創造していかなければならない。それは、地域の活力、産業の活力、一人ひとりの活力を最大限に発揮させる環境を構築することによって実現する。

このためには、①こうした成長力の発現を阻害している要因を徹底して取り除き、②消費者やユーザーの視点から供給サイドの大胆な改革を行うことが不可欠である。

「成長力加速プログラム」は、この2つの基本的な考え方に基づき、我が国が有している潜在力を「基礎力」、「効率」、「創造力」の3つの観点から見直し、改革の梃子となる重点施策を重層的に講じることによって、成長力を加速する政策パッケージである。

2. 「三重奏」の相乗効果戦略

現在の日本経済が抱えている“弱み”を徹底克服し、“強み”を伸ばしていくため、(1)成長から取り残されている分野の底上げ、(2)生産性の相対的に低い分野の効率性アップ、(3)成長可能性の最前線(フロントライン)の拡大の3つの戦略を一体として推進し、成長力を加速することが重要である。

(1) 基礎力: 「成長力底上げ戦略」

成長から取り残されている人材や中小企業に対し、雇用・産業・社会保障・文教政策が一体となった施策を重点的に展開することにより、経済成長を下支えする基盤を強化し、我が国の成長力の底上げを図る戦略。

(2) 効率:「サービス革新戦略」

生産性の低い分野や消費者の潜在的ニーズが満たされていない分野を中心に、IT革新、地域経済の成長力向上、“官製市場”等の革新を通じて、資源移動を円滑化し、効率と質をアップする戦略。

(3) 創造力:「成長可能性拡大戦略」

成長可能分野での国際競争力の向上に向け、最先端技術の創造、教育研究の抜本的強化・選択と集中、貯蓄から投資への流れの加速等を行い、もって「未来への投資」を行う戦略。

3. 成長力加速プログラムが目指す経済成長の姿

本プログラムを推進することにより、我が国経済全体の生産性を高めることを目指す。政府一体となった成長力強化の取組により、今後5年間のうちに労働生産性の伸び、すなわち一人当たり時間当たりの成長力が5割増に高まることが期待される。

第一章 成長力底上げ戦略

1. 基本的考え方

成長力加速のためには、経済成長を下支えする基盤である人材や中小企業の強化が不可欠である。本戦略は、成長から取り残されている分野として、(ア)職業能力形成の機会に恵まれない人、(イ)経済的自立(就労)を目指しながら、その機会に恵まれない人、(ウ)生産性向上や賃金底上げを目指しながら、その機会に恵まれない中小企業に対し、雇用・産業・社会保障・文教政策が一体となった施策を重点的に展開するものである。

これにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げ、格差の固定化を防止するとともに、人材の労働市場への参加や生産性向上を図り、我が国の成長力の底上げを目指す。

本戦略が国民各層の理解を得て適切な効果を上げられるよう、政労使が参加する、国及び地方の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において合意形成を図りつつ、具体的な実施計画を策定し、官民一体となった取組を強力に推進する。

原則として3年間に集中的な取組を行う。平成 19 年度中は本格実施の準備及び先行的取組を展開する期間とし、本格実施は平成 20 年度からとする。平成 22 年度以降は実施状況を検証しながら施策を展開する。

2. 戦略の柱

具体的には、人材投資を中心に、以下の3つの柱からなる戦略を推進する。

- ① 誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、自らの能力を発揮できる社会(能力発揮社会)の実現を目指し、その機会に恵まれない人への支援を行う。
…「人材能力戦略」
- ② 公的扶助(福祉)を受けている人などについて、セーフティネットを確保しつつ、可能な限り就労による自立・生活の向上が図られるよう支援を行う。
…「就労支援戦略」
- ③ 働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等における生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を推進する。
…「中小企業底上げ戦略」

3. 人材能力戦略

(1)「職業能力形成システム」(通称:『ジョブ・カード制度』)の構築

① 「職業能力形成プログラム」の提供

希望者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者のほか、新卒者も対象)に対し、協力企業等における「雇用訓練方式」と「委託訓練方式」によるOJT(実地訓練)と座学を組み合わせたプログラムを積極的に提供する。

② 「ジョブ・カード」の交付

プログラム履修者に対し、プログラム参加状況や実績に関する評価の認定の内容を記載する「ジョブ・カード」を交付する。

③ 「職業能力形成」に対する経済的支援

プログラム参加者や参加企業等に対して経済的な支援を行う。

④ 「キャリア・コンサルティング」の拡充

プログラム参加者に対し、ハローワークやジョブカフェにおいて訓練参加の相談・準備から就労まで綿密なキャリア・コンサルティングを行う。

(2) 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築

① 大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の提供

希望者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者のほか、新卒者やキャリアアップを目指す人も対象)に対し、大学・短大・高専・専門学校の高等教育段階の教育プログラムを開放する。

教育プログラムの作成にあたっては、既存プログラムを活用するとともに、業界・企業とも連携して新たなプログラム開発を行う。

② 履修証明書の交付

プログラムの履修者に対し、履修証明書を交付するとともに、「ジョブ・カード」にその内容を記載する。

(3) 官民共同推進組織の設置

平成19年度に官民からなる「構想委員会」を設置し具体的構想の検討を行うとともに、「先行プロジェクト」の実施を行う。平成20年度は官民からなる「推進協議会」を設置し、本格実施(準備が整った業種・企業・大学等から実施)する。平成22年度以降は、実施状況を検証しながら、対象業種・企業・大学等を拡充する。

4. 就労支援戦略

(1) 『福祉から雇用へ』推進5か年計画』の策定

① 具体的目標の設定

母子家庭世帯、生活保護世帯、障害者等の就労移行に関する5年後の具体的な目標を設定し、実績を検証しながら本計画を推進する。

② 推進方策の計画的な実施

計画対象者への就労支援方策として、福祉(就労支援)及び雇用(受入促進)両面にわたる総合的な取組を進める。19年度～21年度を集中戦略期間として以下の主な施策等の展開を図る。

(i) 地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開

- ・ 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置
- ・ 各省庁・各自治体において、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大
- ・ 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開
- ・ 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム」を全自治体で策定
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

(ii) ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ・ ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム」の体制・機能強化
- ・ ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引き上げ

(iii) 障害者雇用促進法制の整備

- ・ 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

(iv) 関係者の意識改革

(v) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ(後述)

(2) 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

授産施設等で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、官民一体となった取組を推進する。

① 「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進

平成19年度中に全都道府県で「工賃倍増5か年計画」を策定し、関係行政機関や地域の商工団体等関係者を挙げた協力の下で推進する。

② 企業的な経営手法の活用

コンサルタントの派遣、企業OBの紹介・あっせん等により、商品開発や市場開拓、職場環境の改善等を推進する。

③ 工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置

障害者雇用促進法における企業からの発注を奨励する仕組みの対象を拡大して運用し、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む福祉施設への仕事の発注を奨励する。

5. 中小企業底上げ戦略

(1) 「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成

「成長力底上げ戦略推進円卓会議」(前述)において、中小企業における生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について検討を進め、政労使の合意形成を図る。

(2) 「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ

A. 共通基盤対策

① 下請取引の適正化 — 生産性向上の成果を下請業者に適正に配分

- ・ 業種ごとに下請取引の適正化のためのガイドラインの策定・遵守・普及
- ・ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の「買ったたき」に関する内容をより具体化・拡充・周知
- ・ 独禁法及び下請法による取締強化
- ・ 取引価格の決定において下請事業者には十分配慮するよう要請
- ・ 下請事業者の取引先拡大のための支援

② IT化・機械化・経営改善・再生

- ・ コンサルティングの充実や資金支援によるIT化推進
- ・ 「生産性向上特別指導員」による経営指導、共同化等による小規模事業者の付加価値向上力の強化や事業者データベースの構築
- ・ 設備投資、人材投資等のための金融・税制措置
- ・ 「地域中小企業再生支援ネットワーク」の構築等、中小企業の再生・再活性化の推進
- ・ 中小企業の技術力向上

③ 中小企業の人材能力の向上

- ・ 人材能力戦略を通じ、中小企業の人材能力の向上を図る
- ・ 中小企業大学校等による経営力の向上推進

④ 創業・起業

- ・ 創業促進のための金融支援

B. 重点業種・重点地域活性化策

上記の対策とともに、小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業などの生産性が低い業種や賃金水準が全般的に低い地域に効果的な取組を、「基本方針2007」までに策定し推進する。

(3) 最低賃金制度の充実

① 最低賃金の周知徹底

最低賃金遵守のための事業所指導の強化、国民への広報推進

② 最低賃金法の改正

最低賃金額決定における生活保護との整合性の考慮、罰則の強化等

③ 最低賃金引上げに向けた取組

前述の円卓会議における政労使の合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに関して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る。

第二章 サービス革新戦略

1. 基本的考え方

我が国経済が長期の景気回復を続ける中で、業種別、地域別、規模別にみると、いまだその潜在力を発揮できず、十分な成長を実現できない分野がみられる。

特に、我が国の生産性の水準は先進諸国に比して低く、①サービス産業を中心として生産性が低いこと、②米国の生産性向上の原動力であるITの本格的活用が進んでいないこと、③産業構造の違いによって生産性(特に製造業以外)が低水準にとどまっている地域があること、が指摘されている。

IT革新、地域経済、規制改革等を政策の柱とする「サービス革新戦略」を実行することで、経済効率と質を引き上げ、国際的にも見劣りのしない生産性水準にキャッチアップする。

2. 戦略の柱

具体的には、以下の3つの側面から、効率化アップのための重点的な施策を講じ、低生産性分野から高生産性分野へと労働・資本の円滑な移動を促進し、資源の効率的配分を進める。

- ① ITの本格的活用を通じて、ネットワーク化や組織革新等を進め、新成長基盤の効率化を図る。 … 「IT革新」
- ② 地域の企業、自治体、金融機関が一体となって、成長力向上に取り組む。 … 「地域経済の成長力向上」
- ③ 官製市場改革とサービス産業のイノベーションを通じて、生活に密着した分野の産業創造や公共サービス等の効率化・質の向上を実現する。 … 「“官製市場”等の革新」

3. IT革新

「IT新改革戦略政策パッケージ」(平成19年4月5日IT戦略本部決定)を着実に実施するとともに、それを踏まえた、「重点計画-2007」を早急に策定する。さらに、その実効性を高めるため、以下の取組を推進する。

(1) ITによる生産性向上

ITによる経済・産業の生産性向上に向け、

- ① 企業におけるIT投資の「選択と集中」による効率性向上や組織を超えた情報

共有の促進などを図るため、ソフトウェアの再利用、共同化、製品化などの環境整備を促進する。

- ② 業種や取引関係を超えた情報共有の仕組みの構築を図る。その実現に向け、広く産業横断的なコンセンサス形成を行える場を年内に設定する。こうした取組等により、2010年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。
- ③ 中小企業のIT化を促進するためには、中小企業がITの導入・維持管理を手軽にかつ低廉なコストで行える環境づくりが不可欠である。このため、企業OB等も活用しながら、中小企業に対するIT化支援や経営指導を拡充するとともに、ASP(Application Service Provider)やSaaS(Software as a Service)¹など中小企業にとって使いやすい新たなサービスの普及促進のための共通基盤の整備等環境整備を推進する。
- ④ 生産性の一層の向上のために、ITの本格活用と併せて、企業における労働力の質を高める取組を推進する。
- ⑤ 税制などのインセンティブ付与策を検討する。

(2) ICT産業の国際競争力強化

「ICT改革促進プログラム」(平成19年4月20日)に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。

(3) 世界最先端の電子政府戦略

5年以内を目途に、国民に使い勝手の良い世界最先端の電子政府を実現するべく、以下の施策を講じる。

- ① IT戦略本部にいわゆるオンブズマン機能を持たせ、国民のための電子申請手続に関する苦情を含めた提案を受け付け、受け付けた内容とその処理結果を来年度から公表する。
- ② 電子政府の構築に当たっては、以下の5つの視点を念頭に置き、添付書類を大幅に削減するなど、紙をベースにした既存の手続を根本的に見直す。
 - i ユーザーの視点に立った利便性の向上
 - ii ニーズの高い手続に集中化
 - iii 可能な限りワンストップ化
 - iv 行政コストの削減
 - v セキュリティの確保
- ③ IT調達標準化を促進するため、内閣官房に設置されているGPMO(電子政

¹ ビジネス用のアプリケーションソフトをインターネットを通じて顧客に提供するサービス。パソコンに個々のアプリケーションソフトをインストールする必要がないので、インストールや管理、アップグレードにかかる事業者の費用・手間を節減することができる。

府推進管理室)及び総務省と、各府省に置かれるPMO(府省全体管理組織)の連携・機能強化を図り、現行の基本方針に基づき、着実に標準化を実施する。

- ④ PDCAサイクルを機能させて最適化計画を見直し、業務・システム最適化を加速する。見直しに当たっては、費用対効果等も勘案し、重点化を実施する。

(4) IT本格活用に当たっての障害除去

官民ともに、業種や組織の縦割やソフトウェアの分断、セキュリティ対応体制の不足等の課題を克服する。

- ① GPMOの下に官民合同のプロジェクトチームを年内に設置し、国民にとって使い勝手の良い電子政府を実現する。
- ② IT戦略本部の下、経済産業省と関係府省が連携を取り、民間における業種を超えた電子商取引等の標準化を強力に推進する。
- ③ 東アジアを始め各国との情報セキュリティ面での連携・協力に向けた国際戦略を7月までに策定する。また、電子政府のセキュリティを企画・設計段階から確保するための体制を年内に構築するとともに、各省庁における対策の要となる者の確保を図る。さらに、業界横断的なセキュリティ人材の育成支援体制を年内に整える。
- ④ 医療のIT化を進めるため、「健康ITカード(仮称)」の導入に向け、システムの基本構想等について検討を行い、年内を目途に結論を得る。
- ⑤ 学校のIT化を進めるための工程表を9月に策定し、使いやすいソフトウェアの整備促進、児童生徒がいつでもコンピュータを利用できる環境の整備促進、校務のIT化、教員のIT活用指導力の向上を図る。
- ⑥ 生産性向上やワークライフバランス実現には、ITを活用したテレワークが重要である。その一層の普及に向け、在宅勤務の促進について労働市場改革専門調査会で検討する。

4. 地域経済の成長力向上

「地域の活力なくして国の活力なし」

我が国が目指す「新成長経済」は、地域経済の離陸なくしては実現が困難である。このため、安倍内閣は、地域活性化の観点から、いわゆる「地域力発掘支援新戦略」を策定し、地域活性化政策の全国への情報発信・施策の体系化に取り組んでいるところであり、それに伴い関連法律の改正を進めている。また、地域経済の活性化のため、これまで中小企業を中心に「中小企業再生支援協議会」や「再生ファンド」等による取組を進め、地域ベースでの再生支援ネットワークの整備を進めているほか、自治体については、頑張る地方応援プログラムの展開やブロードバンド基盤整

備の促進などにより、地域経済の再生・活性化を目指す取組の支援を図り、地域金融機関については、リレーションシップバンキング機能の強化を図っている。

地域経済の再生のためには、こうした取組を連携して推進するとともに、地域の力強い成長を実現する観点から、地域の企業、自治体、金融機関の三者が一体となつて、(1)地域企業の活性化、(2)自治体の強化・スリム化、(3)地域金融機関の収益基盤の強化により一層取り組んでいくことが重要である。

(1) 地域産業を担う「経営人材」の循環

- ① 地域産業の活性化には、経営や財務スキルをもった「経営人材」が企業の現場で参画することが不可欠である。その点で、限られた地域内での人材循環だけでなく、人材の偏在している大企業や官庁から中小企業へ、という大きな流れを作り出す必要がある。
 - ・ 対象は、地域の中堅・中小企業だけでなく、ベンチャー企業、さらには3セク・公社等とし、サービス業、流通業、建設業、食品加工業など幅広く産業をカバーする。
 - ・ さらに、各企業の現場で働く従業員の能力形成に積極的に取り組み、「成長力底上げ戦略」において推進される「職業能力形成システム(通称:『ジョブ・カード制度』)」と連携する。
- ② こうした取組に当たっては、地域産業の人材・資金・事業構築を一体的に対象とすることが必要であり、産業再生に大きな成果を上げた「産業再生機構」の成果やノウハウを十分にいかし、有能な民間人の事業再構築の現場への参画を図ること、さらには、「地域再生計画」の活用及び「成長力底上げ戦略」との有機的な連携を図り、成長力加速プログラムとして相乗効果を上げることが重要である。

(2) 地方自治体の強化・スリム化

地域の活性化のためには、個性がより一層重視される時代となっている。今後、地方分権が強力に進められる中で、地域再生に向けて、自治体は自らの企画力の向上に努め、地域経済基盤の強化を図る一方で、地域経済の重石となるようなことがないよう、コスト意識を徹底し、特に、地方公営企業など自治体経営のスリム化・効率化を進め、納税者の立場に立って身軽で機動的な自治体としていくことが重要である。

- ・ 地方自治体の資産債務とキャッシュフローについて、公会計の整備を促進し、国の取組に準じて、公共性を踏まえた公正な評価を行う。
- ・ その上で、地方自治体本体と公社、3セク等を分けて、本格的な自治体経営の再生を行う。3セク等については、市場価格に基づく適正な評価を行う。債務調整については、分権改革と一体的に整理する。

(3) 地域金融機関の収益基盤の強化

これまでのリレーションシップバンキングの取組を踏まえ、地域密着型金融のビジネスモデルを構築し、さらに、自らの収益基盤を強化する新たなプランや目標を策定すべきである。

- ・ 事業再生、創業・新事業支援など、中小企業の様々なステージに合わせた審査・支援を行う。
- ・ 地域を再構築するコンサルティング機能を強化し、多様なサービスを提供する。
- ・ 地方財政に対しては、規律付けの役割を果たす。

5. “官製市場”等の革新

(1) 「規制の集中改革プログラム」の策定

以下の事項等を内容とする「規制の集中改革プログラム」を取りまとめ、できる限り「基本方針 2007」又は新たな規制改革に関する3か年計画に盛り込むとともに、残された課題についても遅くとも19年中に一定の結論を得る。

- ① 医療分野におけるレセプトのオンライン化の確実な達成、保険者機能の強化を含めた審査支払業務の見直しの検討、医師と他の医療従事者の間の役割分担の在り方、診療実績等のアウトカム情報を含めた情報提供
- ② 保育分野における直接契約制等の検討、育児休業等の取得促進
- ③ 適切な評価を踏まえた公正かつ効率的な研究費配分等に向けた改革
- ④ 再チャレンジを可能とするための国家公務員試験等の年齢要件、資格取得要件の在り方
- ⑤ 農地の長期・安定的な利用の環境整備及び高付加価値・独創的な農産品等に関する表示規制の見直し
- ⑥ 国民の法務サービスへの多様なニーズに対応した、司法試験合格者数を含めた質量ともに充実した法曹及び法律相談等の体制の在り方
- ⑦ 安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向けた、老朽マンションの建替え・改修の促進や道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方
- ⑧ 貿易手続のワンストップ化、航空インフラの有効活用に向けた制度・運用の見直し
- ⑨ 独立行政法人等公法人の業務の廃止・縮小、民間開放

(2) 市場化テスト

官民競争入札等監理委員会が本年2月に選定した「ハローワーク等」、「統計調査」、「公物管理」、「窓口」、「徴収」、「施設・研修等」の6つの重点分野を中心に、各府省・独立行政法人において監理委員会と十分に協議しつつ自主的・積極的な検討を行い、検討結果を本年の「公共サービス改革基本方針」の改定に反映す

る。

(3) サービス・イノベーションの促進

産学官が連携してサービス・イノベーションに取り組むためのプラットフォームとして本年5月に設置を予定している「サービス産業生産性協議会」を活用し、以下のような取組を進める。

- ① サービスの質を「見える化」し、市場競争を促進するため、米韓で成功している顧客満足度指数を我が国においても平成 20 年度以降本格導入する。同時に各種公的サービスにも同指数を活用し、消費者起点の公的サービス改革を進める。
- ② サービス・サイエンスの産業における導入を進めるため、19 年度中にサービス工学の研究拠点を整備する。また、製造業のノウハウをサービス産業に展開するため、19 年度から製造業OB人材を中小サービス企業に派遣する仕組みを整備する。
- ③ サービス分野において「成長力底上げ戦略」のジョブ・カードの早期の活用促進を図るなど、サービス人材育成に取り組む。